

藤巻町子ども会規約

第1条 この会は、「藤巻町子ども会」と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条 本会は、藤巻町自治会住民の親睦を図り、関係団体と友好協力して、近隣子ども会と共により良き、地域社会の実現を目指すことを目的とする。

第3条 この会は、目的達成のために次の活動を行う。

- (1) 子ども会指導者及び会員相互の親睦及び町内発展のための活動。
- (2) 子ども会の自主的な活動を促進するよう援助する。
- (3) 他団体、他子ども会との友好協力推進活動。
- (4) 自主的な子ども会活動運営のために、必要な研修を行う。
- (5) その他、この会の目的を達成するための活動。

第4条 本会の会員は、藤巻町及び荒田地域内に居住する者で、所定の会費を納入した者とする。

第5条 (1) この会には、次の役員を置く。

- ① 会長 1名 ②副会長 1名 ③会計 1名

②③は兼任可とする。

(2) 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 この会の運営に要する経費は、次の収入をもって賄う。

(1) 会費、寄付金、助成金、その他。

(2) 会費は1,200円とし、1年単位で前納とする。

ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(3) 新入会員の会費は、翌月分から徴収し、前年度途中の退会者の納付済会費は返還しない。

第7条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

この規約は、昭和38年4月1日から施行する。

藤 卷 町 子 ど も 会 規 約

- 第1条 本会は「藤卷町子ども会」と称し、事務所を会長宅に置く。
- 第2条 本会は藤卷町自治会住民の親睦を図り、諸団体と友好協力してより良き地域社会の実現を目指すことを目的とする。
- 第3条 本会は目的達成のため、次の諸団体活動へも参加するよう努力する。
- (1) 藤卷町自治会
 - (2) 西山学区子ども会育成連絡協議会（学区子連）
 - (3) 西山学区連絡協議会（学区連協）
 - (4) 名東区子ども会育成連絡協議会（区子連）
 - (5) 名古屋市子ども会育成連絡協議会（市子連）
 - (6) その他、参加要請のあった団体
- 第4条 会員は藤卷町内に居住する者で、藤卷町子ども会へ登録した者とする。
- 第5条 本会には次の役員を置く。
- (1) ①会長 1名 ②副会長 1名 ③サポーター 1名
 - (2) 会計は会長・副会長が兼任する。
 - (3) 副会長は次期会長を務める。
 - (4) サポーターは会長経験者が望ましい。
 - (5) 役員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 第6条 会費、運営費、会計報告は次の通りとする。
- (1) 会員の年会費は無料とする。ただし、必要に応じて会員から臨時会費を徴収することがある。
 - (2) 本会の運営に要する経費は次の収入をもって賄う。
 - ・自治会支援金
 - ・名古屋市助成金
 - (3) 会計内容は金銭出納帳へ記載し決算まで領収証を保管する。年に1回子ども会事業および決算報告書を名古屋市へ提出し、その控えを自治会へ提出する。
- 第7条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

昭和38年4月1日 制定

令和2年4月1日 改訂